

蘭越町議会基本条例（案）

蘭越町議会（以下「議会」という。）は、蘭越町民（以下「町民」という。）によって選出された蘭越町議会議員（以下「議員」という。）により構成される議事機関であり、町長との二代表制の特性を活かし、町民の負託に応え、蘭越町の発展と町民福祉の向上を図る使命を有している。

今日、地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大している。議会は討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、対話を通じ町民の提案を積極的に受けとめ、町民に開かれた議会であることが求められている。

これらを実現するために、町民により身近で、信頼される議会をつくることを決意し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、積極的な情報公開、政策形成への町民参加の推進、議員間の討議の尊重、公正性と透明性の確保、町長等との緊張関係の保持、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権時代にふさわしい、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会を活性化させ、町民の負託に応え、信頼される議会であることを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、信頼性、公開性、公正性、透明性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動しなければならない。

2 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにする。

3 議会は、ホームページ等を利用して、会議の議案、一般質問の内容等を事前に情報提供する。

4 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流とまちづくりの自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める蘭越町議会会議規則（昭和62年規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

5 議長は、別に定める傍聴人に関する規則（昭和51年規則第1号）に定める町民の

傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

6 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間において自由に闊達な討議をする。

2 議員は、町政全般についての課題及び町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自らの能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をする。

3 議員は、議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上のために活動しなければならない。

4 議員は、ホームページ等を利用して、活動内容を広く公開するものとする。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加と町民との協働)

第4条 議会は、町民参加と町民協働の議会運営を行うため、情報公開を徹底し、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、定例会及び臨時会のほか、すべての会議を原則公開する。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるように努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、その審議においては、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

5 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の採決態度、研修の出欠状況等を議会広報で公表し、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供をしなければならない。

7 議会は、議会活動について、町民と議員が自由に意見及び情報を交換する議会報告会を少なくとも年1回開催するものとする。

8 会議録等の公開に際しては、町民等が可能な限り自由に情報を得ることができるような方策を講じなければならない。

第4章 議会と町長等との関係

(議会及び議員と町長等の関係)

第5条 議会審議における議員と町長等との関係は、常に緊張関係を保持し、活発な討議を目指さなければならない。

2 議会の質問は、町民に論点及び争点を明らかにするため、回数・時間などを制限しない一問一答方式で行うものとする。

3 議会及び議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等の討議による善政競争を展開するものとする。

4 町長等は、一般質問の通告制の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、質問議員に対して事前に答弁書を提出するよう努めるものとする。

5 議員は、二元代表制と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に原則就任しないものとする。

6 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化を図るためにのみ反問することができる。

7 議会及び議員は、町長等に対して、議会の直接的政策形成、町長等の政策形成への提言、議事機関としての審議能力の向上を目指すために、資料の提出、情報の提供、研修協力を求めることができる。

8 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、議長は、町長等に文書により回答を求めるものとする。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に重要な計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第8条 議会は、議員間の討論を主にしていることを十分に認識し、議長は、町長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び各委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して、議員相互間の自由討議で十分に審議し、合意形成に努め町民に説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、前2項の自由討議に基づき政策、条例の立案を積極的に行うよう努める。

(委員会の活動)

第9条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら町民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

3 委員会は町民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第10条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るよう努める。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

(議会モニターの設置)

第11条 議会は、議会及び議員の活動等の評価を行うため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し、必要な事項は議長が別に定める。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調

査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会図書室の設置、公開）

第13条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町長等の利用に供するものとする。

2 議会図書室は、議会事務局が適切な管理に努めるものとする。

（議会広報の充実）

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、町民に対して周知するとともに、併せて町民からの意見や要望等を取り上げ、その内容と対応策等を町民に周知し、有効な議会広報となるよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、この条例の理念や内容が徹底されているかを定期的に検証し、町民に対して周知していかなければならない。

第7章 議員の身分・待遇・政治倫理

（議員定数及び議員報酬）

第15条 議員定数（以下「定数」という。）及び議員報酬（以下「報酬」という。）は、別に条例で定める。

2 定数及び報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等を勘案するため、参考人制度及び公聴人制度により、広く町民の意見を聴取することに努めるものとする。

3 定数及び報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の請求があった場合を除くほか、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

（議員の政治倫理）

第16条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を町長等、町民及び地域へ不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続き

（最高規範性）

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(見直し手続き)

第18条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附則

この条例は、平成24年〇月〇日から施行する。